

投資一任・助言業務におけるソーシャルメディアによる広告及びアフィリエイト広告に係る
留意事項

2026年3月25日 制定

1. ソーシャルメディアによる広告に係る留意事項

(1) ソーシャルメディア(※)において、投資一任・助言会員(以下「会員」という。)が行う投資顧問業務の内容について掲載するウェブサイトのページとは別のページに法定表示事項が表示されている場合は、当該ページに容易に遷移できるなど顧客から見て一体性が認められることが必要であること。

(2) ソーシャルメディアにおける第三者が行う掲載は、原則的には、会員が行う広告には該当しないと考えられる。

ただし、第三者が行う掲載であっても、明示的か否かを問わず、当該掲載内容を承認している場合には、ウェブサイトの運営者である会員に当該掲載が帰属する可能性があり得ると考えられることから、第三者が行う掲載の部分も含めてソーシャルメディアによる広告に係るウェブサイトを適正に管理、運営すること。例えば、第三者が行う掲載に、誤解を与えるような表現、断定的又は刺激的な表現等不適正な表現が含まれる場合には、当該掲載を削除するなど適切な対応を行う。

※ 本基準において「ソーシャルメディア」とは、フェイスブックやミクシィ等のSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)、ツイッター等のマイクロブログ、YouTube等の動画・写真共有サイト及びブログをいう。

2. アフィリエイト広告に係る留意事項

(1) 会員は、アフィリエイト広告(※)の運営者(以下「アフィリエイトター」という。)に対し、アフィリエイト広告に表示すべき内容等を具体的に指示しているなど、実質的に会員が行う広告と認められる場合には、当該広告について、会員が定める広告の手続き・基準に従い審査等を行うこと。

(2) アフィリエイト広告で使用するバナー広告等(※)自体は、会員の広告の一部として広告審査の対象となること。

(3) 会員がアフィリエイトターとの間で直接契約を締結してアフィリエイト広告を行う場合の留意事項

- ① 会員は、アフィリエイト広告の掲載前に、会員のバナー広告等を貼付するウェブサイトの内容（以下「コンテンツ」という。）について、会員が作成する広告と同等の審査を実施すること。
 - ② コンテンツの審査に当たり、会員の審査基準に照らし不適正と判断されるコンテンツについては、速やかにアフィリエイトターに対して当該不適正なコンテンツの修正又は削除を求め、その後も改善がなされない場合には当該アフィリエイトターとの契約を解除すること。
 - ③ アフィリエイト広告に貼付される会員のバナー広告等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとするよう努めること。この場合、当該ランディングページに、「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、当社のものではない」旨を表示する。
- (4) 会員がアフィリエイトサービスプロバイダー（以下「ASP」という。）を経由してアフィリエイト広告を行う場合（会員とASPの間、及びASPとアフィリエイトターの間でそれぞれ契約が締結される場合）の留意事項
- ① 会員からASPへの報酬支払いの対象となるコンテンツ（最終的にASPからアフィリエイトターに報酬が支払われているかどうかは問わない。以下同じ。）について、報酬支払時等にコンテンツの内容に関する事後チェックを行うこと。
なお、アフィリエイト広告の掲載前にコンテンツの内容をチェックできる場合は、事前チェックも実施するように努める。
 - ② コンテンツのチェックに当たり、不適正なコンテンツについては、会員が直接又はASP経由により、速やかにアフィリエイトターに対して当該コンテンツの修正又は削除を求め、その後も改善がなされない場合には、ASPに対して当該アフィリエイトターとの契約の解除を求めること。
なお、契約の解除とは、ASPとアフィリエイトターとの間の契約を解除すること、又はASPがアフィリエイトターに対して会員が提供するバナー広告等の掲載を禁止すること等を指す。
 - ③ アフィリエイト広告に貼付される会員のバナー広告等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとするよう努めること。この場合、当該ランディングページに、「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、当社のものではない」旨を表示する。

※ 本基準において「アフィリエイト広告」とは、広告主たる会員以外の者が運営するウェブサイトで、当該会員のバナー広告等を貼付し、あらかじめ定められた

条件に従って、当該ウェブサイトの運営者に対して当該会員から報酬が支払われるものをいう。ただし、広告配信会社が広告媒体となる複数のウェブサイトを集めて「広告配信ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を形成し、広告主から受注したバナー広告等をネットワーク上で配信することにより、当該ウェブサイトの空きスペース（広告枠）にネットワークのプログラムが選択したバナー広告等が掲載されるようなインターネット広告を除く。なお、ネットワークで配信されるバナー広告等自体は、会員の広告の一部として広告審査の対象となる。

※ 本基準において「バナー広告等」とは、アフィリエイト広告のために用いられるリンクを組み込んだ画像又は映像（バナー）及びテキスト表示をいう。閲覧者からは一見では広告主のバナー等とは見分けられないものであっても、アフィリエイト広告のためのリンクを組み込んだ画像及びテキスト表示はバナー広告等に相当するものと考えられる。

附 則

この留意事項は、2026年4月1日から施行する。